（注２）　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	300,000,000	—	—	—
合　計	300,000,000	—	—	—

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　有価証券 満期保有目的の債券	298,770,000	—	—	298,770,000
②　貸付金	—	—	1,286,148,378,022	1,286,148,378,022
資産計	298,770,000	—	1,286,148,378,022	1,286,447,148,022
③　長期借入金	—	—	1,286,148,378,022	1,286,148,378,022
負債計	—	—	1,286,148,378,022	1,286,148,378,022

㈱　金融商品の時価の算定方法

①　有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を用いて評価しております。国債は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

②　貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、貸付金については、レベル３の時価に分類しております。

③　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル３の時価に分類しております。

２．有価証券関係

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：円）

区　分		貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	299,548,922	298,770,000	△　778,922
合　計		299,548,922	298,770,000	△　778,922

３．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	6,035,631円
退職給付費用	1,266,123円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	7,301,754円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	1,266,123円
臨時に支払った割増退職金	0円

４．再保険契約に係る注記事項

⑴　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：23,880,113,423,671円

⑵　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：217,194,499,000円

⑶　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：969,195,776,668円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は213,465,502円です。

Ⅲ　行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,918,760,924,225円
自己収入等	△　1,918,956,628,892円
国庫納付額	0円
機会費用	19,657,912円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△　176,046,755円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資の機会費用に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国からの出向役職員から生じる機会費用の計算方法

当該役職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、役員退職手当規程並びに職員退職手当規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。